

長寿命住宅供給システム認定基準

- 1 業務担当等、設計業務、施工業務、アフターフォロー等業務、苦情処理に関する体制が整備されていることについて、別に定める業務品質基準を満たしていること。
- 2 中小企業基本法第 2 条各号に定める中小企業者のうち建設業を営む者であること。
- 3 申請日の属する会計年度の前年度及び前々年度に元請けとして新築住宅の施工実績を有していること。
- 4 申請日の属する会計年度の前年度及び前々年度の事業収支において、欠損がないこと等、財務状況が適切であること。
- 5 建設業法第 3 条に定める建設工事業の許可を得ていること。また、設計業務を実施している場合は、建築士法第 23 条に定める建築士事務所として登録されていること。

以上

業務品質基準

長寿命住宅供給システム認定業務規程第 6 条第 1 項第一号に規定する業務品質基準について、以下の通り定める。

1. 業務担当等

- ① 設計、施工、アフターフォロー、苦情処理等の業務担当が明確にされていること。
- ② 設計から施工、施工から定期点検等の各業務間の情報伝達及び情報交換のためのルールが定められ、ルールに従って適切に情報伝達及び情報交換が行われること。

2. 設計業務

設計業務を事業者が自ら行う場合、以下の方法で実施されていること。設計業務を事業者が自ら行わない場合、設計業務を以下の方法で実施していることが確認されていること。

- ① 設計図書の作成において、長期優良住宅普及促進法第 2 条第 4 項に定める「長期使用構造等」に規定する性能（以下「長期使用構造等の性能」という。）を確保するために明確になっている仕様書等を有しており、これを活用して設計図書の作成が行われること。
- ② 確保すべき性能及びそのレベルが明確になっていること。
- ③ 設計の適切な段階において、②の内容を満たしていることが確認されていること。

3. 施工業務

- ① 施工品質を担保するため、長期使用構造等の性能を確保するために明確かつ適切な施工要領書等が定められていること。
- ② 工程内での社内検査を実施する体制が整備され、社内検査が実施されていること。
- ③ 施工段階で設計変更が発生した場合の変更された内容を反映して確実に施工されるルールが定められ、ルールに従って適切に変更内容を反映した工事が行われること。
- ④ 協力業者等に対する教育・指導が実施されていること。

4. アフターフォロー等業務

- ① 引き渡した住宅の維持保全の時期、項目、方法等が明確になっていること。
- ② 維持保全をルールに従って実施し、その結果が記録・保管されていること。

5. 苦情処理

- ① 苦情を受け付ける体制が整備されており、苦情の処置、苦情の原因把握及び原因となった設計、施工等の各業務への再発防止処置の展開方法が定められ、適切に苦情処理及び再発防止処置が施されていること。
- ② 供給した住宅に関する苦情等が生じた場合に、その内容、処置及び再発防止策を記録・保管する体制が整備され、適切に苦情内容等が記録・保管されていること。
- ③ 一般財団法人ベターリビングから規程第 26 条第 2 項に定める要請及び第 28 条第 2 項に定める指示が行われた場合の対応方法を定め、実施されていること。

以上